

○川合孝典君 民主党・新緑風会・日本の川合孝典でございます。
津田委員の後は大変やりにくいわけでござりますが、この労働二法の審議において発言の機会をちまうたいたしました先輩の皆様に感謝しつつ、質問を始めさせていただきたいと思いま
す。
冒頭、通告しておりました順番と少し変えさせていただきまして、まず政府委員の方への御質問から始めさせていただきたいというふうに思
います。
最低賃金法に関してということでまず一点、最低賃金法の周知徹底に関する問題について御質問を申し上げます。
先ほど来お話を出ておりますが、政府が今年の二月に立ち上げられた成長力底上げ推進円卓会議では、最低賃金について、最低賃金法の改正に加え、最低賃金の周知徹底を行い、そして最低賃金の引上げに向けた取組を行うとして最低賃金を指摘されているわけでござります。
一方で、履行の実態ということで調べてみますと、最低賃金の履行実態、今年六月の一斉監督の結果、六・四%の事業所で違反が指摘されている、都道府県によっては一〇%を超えるような県もあるというところでござります。
せつかり今回、最低賃金法の見直しを行な充実を図ったとしましても、その結果として違反事業所が増加するようではこれは何の意味もないわけございません。それだけに、いかにして最低賃金の周知徹底を行なうのかということが大変重要ななるものと私考えております。
政府として、本法案が成立しました後には、一体どのようにして最低賃金の周知徹底、特に最低賃金遵守のための事業所の指導強化を行われるのか、この点について具体的な方策をお伺いしたいと思います。
○政府参考人(青木豊君) 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットでございます。その履行確保とへうことは大変大切でありますし、そういう観点をお伺いしたいと思います。

要だというふうに思つております。このため、從来からボスターの掲示だとカリーフレットの配布、あるいはホームページへの登載などによりましてこの最低賃金額の周知を行つてしまひました。地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼も行つなど、様々な周知広報活動を行つてゐるところでござります。

お話をありましたように、今年の六月には、最低賃金の履行確保を図るために、最低賃金に関して問題があると考えられる業種等を重点といたしまして、全国約一万家事業場を対象に「賃監督を行いました。また、今年、今年度改定されました最低賃金の履行確保を図るために、監督指導というのも行つてもらつたところでござります。

今後とも、インターネットや広報媒体を活用しまして、使用者団体あるは労働者、民間団体など広く国民に最低賃金の内容、そして最低賃金額について周知徹底を図りたいというふうに思つております。一層の国民への広報を実施するとともに、最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化にも取り組んでまいりました。

○川合幸典君 私も津田委員と同様に、労働団体の方からこちらの方に出させていただいたおわけになりますけれども、実際この現場民間企業の現場といふものについて、ある県の労働委員をしておられる先輩の方からお伺いした、「これは本当の話でございますが、とのぐらん法律、労働基準法 最低賃金」というものについて事業主の方が認識されておられるのかどうことになりますとおっしゃいますが、あるところで個別の紛争が起つて、そのことに対して、労働委員をやつておられる先輩がその事業主の方のところに行つて、その案件についてこれは労働条件の不利益変更であると、そういうような話をしたところが、その事業主の方がおつしやつたのが、私の会社は労働基準法は未加入ですと、こういうことをおっしゃつたわけであります。信じられ

ない発言でござりますが、冗談でござかしておつしゃったのか、本当に御存じないのか分からぬわけであります。これがほどまでに厚生労働省が知恵を絞つて、いろいろな遵守強化のための取組を行つておられるといつても、実際のところ現場ではそういうことが横行しているのが私は中小零細企業における現場の実態だというふうに理解いたしております。

したがいまして、ただいま御答弁ありました内容につきましても、本当に現場の立場に立つたときにそれが有効なのかどうその目線に立つた取組をこれから行つていただきたい、このことを申し添えさせていただきたいというふうに思つて次第でござります。

続きまして、中小企業への支援策という側面について、これ午前中の御質問の中にもあります。が、もう一度確認の意味で御質問をさせていただきたいと思つます。

これまで日本の最低賃金が先進国中最低水準にとどまつて、幾つかの背景というものがありますが、そのうちの大きな一つが、経営サイドから、特に中小企業にとっては、最低賃金が上がると労働コストが増加して経営が圧迫される、また、最低賃金が上がると企業が雇用に慎重になることから雇用が減少すると、こういった主張が繰り返しなされてきたと、このことが一つ大きな要素になつて、というふうに私はとらえておるわけであります。

実際に、景気が回復基調にあるとはいえ、その恩恵に浴している業種、また地域というものは、一部に限られている状況であつて、実際、地方の中小零細企業にとっては、まだ景気回復の恩恵を十分に受けることができない状況であるのも事実であります。私たち民主党としても、中小零細企業の経営に対する配慮としては、大変重要なことだと、これは理解をしておりまして、「それでも最低賃金の引上げに際しては、それと同時に、中小零細企業へのきめ細かい支援策を実施していくことの必要性を訴えてまいりました。

そこで、午前中の御回答もありましたが、今回、最低賃金法改正に当たって、どのような中小企業の支援策を具体的に実施されるのかどうかと同時に、その支援策などどのような効果を期待しておられるのがどんづいとの点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(長尾尚人君) 経済産業省といたしましても、委員御指摘のとおり、中小企業の経営力の強化と生産性の向上、というのが非常に重要だというふうに認識しております。それに向けましたきめの細かい対策を実施していくべきだと思っております。

まず、景気の回復の実現というものが中小企業に十分波及させていく、そういうことのためには、まず下請取引の適正化を進めることが非常に重要なだというふうに考えております。このため、下請取引ガイドラインの普及啓発や下請法に基づきます取締りの強化等を徹底するなど、下請適正取引等の推進に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、中小企業の中でも特に厳しい状況に置かれております小規模企業、その経営基礎力の向上を図るという観点から、ITを活用してして小規模企業自身が自らの経営状況を正確に把握するとともに、金融機関からの資金供給の迅速化をするとこうしたことが可能になります。このようなシステムの強化を図つてまいりたいと思っております。これによりまして小規模企業の営益力の強化、金融機関や取引先からの信頼性の向上、そういうものを図つたりたいと思っております。

それに加えまして、基盤的な部分でございますけれども、地域経済の活力の源泉であります中小企業の事業承継の円滑化を図る観点から、一定の事業承継や雇用確保を要件としたソーリングを行うための事業承継支援センターの設立など予算措置を始めまして、金融制度面を

「こうした形で、午前中にもお話をいたしました。ただれども、中小企業の中の約二割に相当する八十万企業等の生産性向上への取組事例というものを支援していくといったことをやつていただきたいとうとうと思つております。○川合幸典君 是非とも実効性のある対策をお願い申し上げたいというふうに思ひます。それでは、続きまして大臣にお伺い申し上げたいと思いますが、先ほどの質問の中にもありました、最低賃金法の改正によって企業が採用に慎重になることから雇用機会が減るような事態が起ころるといふこれまでの主張、こういつた経営側の主張について、大臣はどのようにお考えをとらえていらっしゃるでしょうか、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) この地域別の最低賃金というのは、いつも申し上げますように、三つの要素を勘案して決める。労働者の生計費が一つ、労働者の賃金が二番目、三番目に通常の事業の賃金支払能力、今の委員の質問はここに掛かってくるわけですが、今おっしゃったように、この委員会でも、先ほど私も申し上げましたように、激しい最低賃金の引下げが経営を圧迫したりがえって雇用の機会を減らすんだという意見がござりますけれども、しかし、今申し上げたような三つの要素をきちんと勘案した上で審議会で議論をしていただいと、そしてやはり生産性の向上に見合った賃金の上昇をやるべきであると、これがきちんとした方策でありますから、それから外れることはこれは私は許されないとさう思つております。

常に申し上げているように、産業政策と雇用政策、これは一体化してやらないといけない。生産性が上がつて会社のもうけが上がつて、しかしそれに最低賃金が付いていかないと、こういう状況であつてはならないと思ひますから、そういうことをきちんと踏まえて、各地域の、地方

の最低賃金審議会がさわんとした答えを出し
てくれるものと期待しております。
○川合幸典君 ありがとうございます。
賃金の支払能力といつもの最低賃金の指
標に取るところのは先進国では非常に珍しい、
実は余りなどといつていいの場では是非
ともお訴えさせていただきたいといふうに思
います。

た」と自分でをすべて否定するわけではありませんが、他方で、昨今非常に問題になつておしませんが、ワーキングプアや格差拡大といった一連の構造改革の負の側面が出てきていることも「これも事実である」とつぶやいていたわけですが、さうします。

こうしたことを踏まえて、改めて最低賃金法改正に当たつての「」数年間の議論の経緯を見

を実は担っているわけであり、労使交渉によつて決定した水準といふものを、現在では労働組合も組織率が二〇%を割り込んでいるという状況の中で、団体交渉を持てない未組織労働者に波及させるという大変大きな役割を担つてしまつてゐるという側面もあるわけでござります。そして、今のそれぞれの労働者の現実を見ますと、経営者から屋上屋を重ねるだとか高過

〔委員長退席、理事事務西悟君着席〕

最低賃金の上昇は雇用を減らすのかというの議論については、日本では一般的に從来から経営側が主張してきたような、賃金上昇が雇用の確保には悪影響を及ぼすんだというような主張が大体大勢を占めているわけですが、いまが、一方、調べてみましたといふ、一九九〇年代以降なんですが、歐米の研究では、最低賃金の上昇が必ずしも雇用に影響を与えない、若しくはわずかながら雇用を上昇させる効果もあるという、こういう非常に全く逆の報告も実は出始めております。その後の学界の様々な議論の中でも両方の説が日々で主張されているという状況でござります。

私がここで申し上げたいのは、最低賃金の引上げが必ずしも雇用の喪失につながるものではないという視点を持つことが重要なんではないかというふうに考えておるわけでございます。今回の法改正を機に、是非ともこうした視点

例えば、平成十七年三月二十五日閣議決定の規制改革・民間開放推進三か年計画、この中に「のように記載されています。

労働市場は、産業別に形成されているわけではなく、都道府県単位といえ、産業別に異なる最低賃金を設定する意義は乏しいとの考え方もある。また、最低賃金の設定が必要な場合には、労使の協約、協定で自主的にこれを定めればよいとの指摘もある。このように記述されております。以下中略しますが、その後たゞ、こうした地域別最低賃金とともに都道府県単位で設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、屋上屋を重ねるものとしてその廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度

そこで、大臣に御質問申し上げたいと思いま
すが、大臣は、この産業別最低賃金というもの
の位置付けについてどのように御認識なのがど
ういうことになります。御所見をお伺いします。
○國務大臣(舛添要一君) まず、地域別の最
低賃金が一つあり、産業別の最低賃金がもう
一つあります。やっぱり地域別の最低賃金こそ
セーフティーネット、最後の生活を守る安全網
であると、この役割はそこにあると思うんですね。
したがって、これを今回の法律でもきちんと
決めて、従わなければ罰則を科すと、義務化す
ると、非常に強い、これはもう最後回がやるや
つティーネットですよと、これが地域別だと
思います。

し、今申し上げたような三つの要素をきちんと勘案した上で審議会で議論をしていただいて、そしてやはり生産性の向上に見合った賃金の上昇をやるべきであると、これがきちんとした方策でありますから、それから外れることはこれは私は許されないと、そういうふうに思つております。

我が国は、過去十数年間において、経済構造改革政策を推進し、財政やサービス市場の規制緩和、競争促進、そして外部労働市場拡大のための制度改革をずっと推進してこられたわけであります。こうした構造改革に効果があつて

今回は、幸いにして産業別最低賃金は存続することになったわけですが、こうした内容を読む限り、これまでの政府の議論では、そもそも経営側の意向を受けて産業別最低賃金を廃止する」としが念頭になかったのではないかと思われる節があるわけでございます。

いや、産業別最低賃金というのは何の意味もない持たないが、と、今委員がおっしゃったように、やはりこの産業ではこれぐらいが最低賃金の水準ですよ、こういう一つのアランスを示すと、はよりて非常に公正ない、各産業別の賃金水準を決定することができると、それは基本的に労使の間の「イニシアチフ」できかんと決めておこう、ということありますから、全く意味がない、だから直ちに廃止すればいい、そういう考えではなくて、私は公正さ、それを補うため、に十分意味のある一つの指標だ、というふうに考えております。

そのまま残し、申出があればきちんとそれはや
つしむべきです。ただ、地域別最低賃金と
違って最低限の、のセーフティーネットだという
位置付けまではやはりできないと思いますから、
そういう意味で、義務化とか罰則化とかいうこ
とについては、「これはそれは免れないと、こうい
うやうと考えております。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。
本来であれば、その最低限度の地賃というも
のが本当に生活を守れるだけのものであればい
いわけない、ないままで、そういう意味ではこの最
低賃金がこれから引上げに向けて取組をしつか
り行っていただきことを是非ともお願い申し上
げたいと思う次第でござります。

○風間直樹君

今回の改正について私は思うんですが、その法案を作った皆さんも、それから我々委員も、この改正が労働者の皆さんにとって良かれと思つてするわけあります。しかし、例えば労働者派遣法平成十一年、十五年に改正をされおりましたが、この改正が果たして本当に良かったのかということを今考えてみますと、特に製造業で働く皆さんにとっては、かなり当初の意図とは反する結果を生んでいるんじゃないかなという疑念も持ちます。そうしたことが今回の法案でないようには是非したいという、そんな気持ちから、まず最低賃金に関する質問をさせていただきたいたいと思います。

最低賃金、この引上げをもう少し図るべきではないかとのよつに私は考えておりますが、なかなかその実現というのが難しい。その背景には、最低賃金の引上げが中小企業に影響を及ぼす、そういう視点があるというふうに言われております。特に日本の企業の場合が九九%が中小企業で、最低賃金の大幅引上げが経営に大きな影響を与えると、こういう主張もあるところであります。

民主党としましては、今回の法改正には盛り込まれませんでしたけれども、中小企業に対する財政措置及び金融上の措置の義務付け、こういったものなど中小企業対策をこれまで考えております。

そこで、最低賃金を引き上げた場合、消費あるいは企業の雇用、こういったものにどのくらいの影響をもたらすのが、そうした具体的な分析、検証を行った上で、この賃金がどれぐらいの水準であるべきかという答申を中心ない各地方の賃金の審議会を行つていただく必要があると思うんですが、実は案外、賃金審議会におきましてどういった議論がどういう流れでなされていて、またこの審議会の委員の皆さんがどのような事務局提出のデータを基に議論されていくのかということが実は知られてないと思つてます。

すね。

そこで、お尋ねをいたしますが、「」の中央及び

実施して、それぞれ参考にいたしていらっしゃいます。

○風間直樹君 今、冒頭、中央審議会から引上げ額の目安を各地方の審議会に出すという

具体的的な水準の決定プロセスは、まず、中央最低賃金審議会から引上げ額の目安というのが提示をされます。そして、各都道府県の地方最

低賃金審議会において、「これを参考にして地域の実情等も踏まえた調査審議が行われる」ということになります。そして、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講じられる、「こういう」となっているだけであります。

地域別最低賃金の具体的な水準については、これは各都道府県の地方最低賃金審議会において三つの決定基準、生計費と賃金と通常の事業の賃金支払能力、この三つの決定基準に基づいた調査審議を経て決定される「こと」でありますけれども、この際、お尋ねのデータでもありますけれども、まず労働者の生計費については、例えば世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、あるいは物価指数といった資料でござります。それから労働者の賃金につきましては、例えは卒業後就職でありますとか春季賃上げの状況といった資料。それから、通常の事業の賃金支払能力につきましては、例えば工業統計調査による付加価値額の状況、それから短期経済観測調査による業況判断及び経常利益の状況といった資料を参考にしているものと承知いたしております。

○風間直樹君 この中央審議会から出された目安というのは、その後結果として見た場合、各地方の審議会ではやはり尊重されて、恐らく大体これぐらいの幅で、どう目安をお出しになると思うんですが、その幅に準じた地方審議会の答申というものが出て、それが決定される。結果として「こう」となつてはいるんじやうか。

○政府参考人(青木豊君) この目安については参考にするところといたして、地方の最低賃金審議会で具体的に決定するわけですが、平成十九年度の最低賃金の改定につきましては、

目安どおりの県が二十五道府県、目安より上回った県が二十一都県でござります。

十九年度の目安も四ランクに分けて幅を持たせて目安が出来ましたけれども、それ以前は幅ではなくて具体的な額なども出されておりますし、それ以前では目安どおりかあるのはそれよりやや上回る、というようなのが続いてきたかと思います。ずっと昔にさかのぼると低いときもありましたけれども、いずれにしても、具体的な額は参考にして地方の最低賃金審議会で審議して決められている「こと」でございま

かという感を強くするんですが、大臣、この点はどのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君）先ほど来申し上げておりますように、産業政策と雇用政策を調和させる、成長力に見合った形で最低賃金を上げていく、この法案が成立しました暁にはその方針をきちんと守っていきたいと思っています。それから、成長力底上げ戦略ということで、政労使一体となつて長期的に最低賃金引き上げるんだと、こうじう目標に向かつて力を合わせていく、この合意もできているところでありまして、全力を挙げてその方向で努力をしてまいりたいと思います。

○風間直樹君 先進国と比べてみましても日本の最低賃金低いほうでございますので、是非、今お話しございました方向で御努力をお願いしたいと思います。

○大河原雅子君 民主党・新緑風会・日本の質問者となりましたが、私にとりましては国会初質問でござります。どうぞよろしくお願ひいたします。

地方議会で生活者の視点にござり、生活の現場にござつて活動してまいりました。今後の活動また本日の質疑に当たりまして、このことわりを大切に取り組んでまいりたいと思っております。

それは、まず初めにですが、最低賃金に関する記事は今日まで含めて丁寧な質疑がございましたので、これに関連しては一問だけ、一点点伺いたいと思います。

十一月の二十一日付けの日経新聞、ここにこんな記事がありました。厚生労働省は生活保護額のうち食費などの生活扶助額を引き下げ方針を固めたという大変ショッキングな記事なんですねけれども、最低賃金と生活保護費の格差問題、逆転問題で、最低賃金を引き上げていくといふならともかく、生活保護費を引き下げるといふようなことはあってはならないことだとさうふうに私は思つております。

この件に関してどのようなお考えなのか、見解をまず伺います。

○政府参考人（中村秀一君）お答え申し上げます。

生活保護の件につきましては、まず平成十六年に、生活保護制度の在り方に關する専門委員会というのがございまして、そこが十二月に報告書を取りまとめております。これは、今委員からお話をありました生活扶助基準について適正かどうかということを検証していくべく会であったわけでございます。その結果は出でおりますけれども、その報告書の中で、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費の実態との均衡が適切に図られているか否か定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に、これは五年に一度やられております、この調査を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要があるとい

うことになります。

今委員が御指摘のありました新聞記事は、現在、その五年に一度の消費生活実態調査の結果が分析できるようになりますが、この現在行つておられます生活扶助基準に関する検討会は、新たなる有識者の会議を設け検証を行つておられる最中でございますが、この現在行っておられます生活扶助基準に関する検討会は、データに基づいて専門的な分析評価を行つてただいているところであります。これまで四回の会議を開催し、生活扶助基準が低所得世帯の消費実態との均衡が図られているか否かについて客観的、専門的な検証を行つていただいているところです。

「これがどうするか」ということでございますが、毎年度の具体的な生活保護の基準は予算編成の過程において設定しておきますので、私もどもといたしましては、これから基準の設定に当たつては、可能であれば、検討会の検証結果取りまとめいただきけるようでありましたら、来年度の予算編成においてでも対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大河原雅子君 検討中とどうしたことなんですかねども、やはり今の国内を見渡してみても、格差は拡大する、国民の負担は増える、そういうところです。データをもつてしても、恐らく大きな変更というのはなかなかできない、「この生活保護費のうちの生活扶助費を引き下げていく」というような話にはならないかと、思つてゐるんですが、どうしてもやはりその点では国民も注目しておりますので、引き下げが行われないような方向で検討を進めていただきたいと要望しておきます。



○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

前回に引き続き、労働契約法案並びに最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思います。

最低賃金法の改正案では、前回お伺いしたようだ、第九条の第三項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定しています。

そこで、厚生労働省にお伺いをいたします。

現在厚生労働省では、生活扶助に関する検討会を開催して、今後の生活保護水準の見直しを行っていますが、この生活保護水準と最低賃金との整合性はどうになるのでしょうか。もし、仮に生活保護の水準が引き下げられた場合には、機械的に地域別最低賃金も引き下げるようになるとされるのが、そうあってはいけないと思いますが、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金について

は、モラルハザードの観点から、労働者の生計費については生活保護との整合性が問題となるといつことで、今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを明確にしたわけありますけれども、その具体的な水準については、これは労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の賃金支払能力という三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会で地域の実情を踏まえて審議を行い、そして決定されるものであるというやうになつてゐるわけでありますけれども、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するといつ趣旨でござります。生活保護が引き下がつたからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がることにはならない、どうふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

今回の法案改正の趣旨というのは、最低賃金を生活保護世帯以上の水準に見直して、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消して、勤労意欲を高めることだと思います。もし、勤労意欲をそぐおそれがあると判断して生活保護の水準を引き下げるようなことがあれば本末転倒でございます。本来の趣旨が実現できるよう慎重かつ適切な検討を行つていただきたいと思います。

(中略)

○山本博司君

次に、障害者雇用についてお伺いをいたします。

最低賃金法改正案の第七条では、障害者について、これまでの最低賃金の適用除外措置から減額特例の措置に変更いたしました。これは、先日の参考人の方の意見陳述からもありましたように、障害者雇用の向上の第一歩として評価できるものと言えます。最近では、所得を増やして納税に取り組む障害者団体もあり、労働者としての役割が高まっております。

そこで、障害者の方々の働く環境を整備すべきという観点からお伺いを申し上げたいと思ひます。

まず初めに、法定雇用率の達成状況などの最

近の障害者の雇用状況について、厚生労働省にお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 障害者の雇用

状況についてのお尋ねでございますけれども、今年の六月一日現在の民間企業の実雇用率でござりますけれども、前年比〇・〇三ポイント上昇いたしまして一・五五%となつてゐるところでございます。五十六人以上規模の企業に雇用されている障害者の数も前年比一万九千人増の三十万三千人となるなど、着実な進展が見られるところでございます。

ただ、一方では、中小企業、特に百人から二百九十九人規模の企業の実雇用率は、引き続き一・三〇%と低い水準にあるわけでございま

きまして、実雇用率は一・七四%と比較的高水準にあるものの、法定雇用率一・八%達成企業の割合が四〇・一%だとどまりていると、こういった課題もあるところでございます。

○山本博司君 着実に進展しているという、とありますけれども、まだまだだと思います。こうした進展が更に中小企業に波及するような形での取組を進めていただきたいと思います。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。前回質問して、残ったところござりますので、再度質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきたいと思います。

本年六月に実施されました一斉監督についてまず質問をしたいんですが、「の一斉監督の実施の目的がどのようなものであったのか、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットということで、パート、アルバイトが増加するなど就業形態の多様化が進展する中でその最低賃金の履行を確保することが重要だという、こういう認識に立っております。

また、今年の二月十五日に取りまとめられた成長力底上げ戦略においては、中小企業底上げ戦略の一環として最低賃金の周知徹底というが盛り込まれまして、最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化というものが直ちに取り組むべき施策とされました。

そういうことから、お尋ねありました今年の六月の全国一斉の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したものでござります。なお、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導というのは毎年実施しているところでござりますけれども、全国一斉に実施いたしましたのは今回が初めてとなっております。

○渡辺孝男君 その結果でありますけれども、最低賃金法、現行法でござりますけれども、第五条違反の結果、地域別、職業別、これがどのようなになつていて、また近年の動向につきましてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今年六月の全国一斉の監督でございますが、その監督した事業場数、一万一千百二十事業場でござります。そのうち、最低賃金法五条に違反した事業場、これは最低賃金額以上の賃金を支払っていない違反でござりますけれども、そういうた事業場

は七百七事業場、違反率は六・四%でございました。このうち、地域別最低賃金適用事業場における違反、これは六百六十九件、違反率六・二%でございました。産業別最低賃金適用事業場における違反、これは三十八件、違反率は一〇・四%でございました。

また、地域別の最低賃金適用事業場のうち違反が多く見られた業種というものは、まず衣服その他の織維製品製造業、それからクリーニング業、それから食料品製造業、それから小売業、織維工業、飲食店、理美容業、それからハイヤー・タクシー業などでございました。

地域別最低賃金に係る違反の状況については、平成十四年には違反率九・九%台でございましたが、近年の動向として、以降五・六%台で移りいたしております。

○渡辺孝男君 先ほどの最低賃金の違反の状況等、御説明いただいたわけでありますけれども、事業所の違反をされているところもあるわけでありますけれども、その事業所の最低賃金に対する認識状況がどのようになっているのが、また近年どのような状況になつているのか、その動向についてもお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） この六月に行いました監督による結果でございますが、お尋ねの最低賃金の認識状況は、違反のあった事業場七百七事業場のうち、適用される最低賃金の額を知っているというのが二百五十九事業場、三六・六%でございました。金額は知らないが最低賃金が適用されることは知っているというのが三百七十九事業場、五三・六%でございました。最低賃金が適用されることを知らないというのが六十九事業場、九・八%となつております。

近年の動向といたしましては、最低賃金額を知っているとする事業場の割合が増加いたしました。適用されることを知らないという事業場の割合が減る傾向でございます。

○渡辺孝男君 動向としては、事業所の方も認識を深めているところとありますけれども、まだ本当に十分でないという、そういう状況でありますので改善が求められるわけであります。今回の法改正もそれに資するようなものになると私どもは考えておるわけでありますけれども。

さて次に、最低賃金未満の労働者の状況と近年の動向、どのようになっているのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） やはり今年の六月の監督結果でござりますけれども、最低賃金額未満の賃金が支払を受けたなかった労働者というのは、監督実施いたしました事業場における総労働者数十六万八千四百五十四人のうち一千五十一人でございました。割合としては一・一%でござります。最近の動向でございますが、最低賃金額未満であつた労働者の割合、平成十四年では一・三%、十五年では一・四%、十六年では一・一%、十七年では一・二%、十八年では一・六%となっております。この最低賃金額未満の賃金しか支払を受けているなかつた労働者は一千五十一人と申し上げましたけれども、その累計としては、女性が千三百八十四人、六七・五%でございます。また、パート・アルバイトが一千百六十八人で五六・九%を占めております。それから、障害者の方が二百八十四人、一三・八%、外国人の方が百五十一人ということで七・三%とどうしたことになりました。

○渡辺孝男君 女性の方がそういう状況になつているという、多くなつてあるということで、大変やはり問題ではないのかな、そのように思つておりますし、パート、アルバイト、そういう方々も最低賃金の未満の状況にあるといふことがあります。そしてまた、先ほども山本委員の方からもいろいろ質問がございましたけれども、やはり障害者の方々も最低賃金の未満の状況に置かれているという、そういうバーセントが一三%強あるということでありまして、これも大変ゆるしき問題だと、そのように思つております。

そういう障害者の方々の働く意欲等をきちんと評価をしていただき、また能力も評価をしていただけで、こういう最低賃金未満の状況といふのがなくなるように頑張って監督の方をしてかりやつていただきたいと思うんですが、そういう違反をした事業者に対する監督指導の実施と、それがらその成果がどのようにならがうでるのか、その点をお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金に関する監督でござりますけれども、これは最低賃金制度が言わば労働者の、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットだということをござりますので、労働基準監督機関においては従来から重点的に監督指導を行つて履行確保に努めております。

具体的なやり方でありますけれども、労働基準監督官が監督指導時にねましまして最低賃金法違反を認めた場合には、速やかに是正を行うよう指導をします。同時に、その是正が確認をされた上で、監督官において確認することができるまで粘り強く指導を行つて頂いております。あたし労働基準監督官の是正指導に従わない場合や同種違反を繰り返す場合など、悪質な事業場につきましては司法処分に付するなど厳正に対処していくことになります。

今後とも、適切な監督指導の実施等によつて最低賃金法の遵守徹底を図つていただき、とうふうに思つております。

○渡辺孝男君 それで、やはりまだまた事業所の方も最低賃金に対して理解が十分でないと、また労働者の方も自分たちの権利等、認識が不十分なこともありますのであります。そういう意味では最低賃金の国民への周知方法の改善というのが大事だと思うんであります。

現在どのように周知をしているのか、それから、これからどのように改善をしていくのか、この点に関して舛添厚生労働大臣からお伺いをしたいと思います。

○國務大臣（舛添要一君） 従来から、公共施